

第2回相馬市下水道審議会資料

目次

- 1 前回の振り返り …P1
- 2 使用料の考え方 …P5
- 3 使用料改定案 …P15

1 前回の振り返り

○諮問趣旨

本市の下水道事業は、平成2年の供用開始から35年以上が経過しており、管渠や処理施設の老朽化、人口減少や節水意識の高まりによる水需要の減少による使用料収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増すものと考えられます。

現在の本市の使用料体系では、本来使用料で賄うべき費用のすべてを賄いきれず、その不足分は一般会計からの繰入金に依存し、受益者負担の原則にあてはまらないものがあります。

つきましては、下水道使用者からの適正な費用負担を確保し、経営の健全性を図るために、適正な下水道使用料のあり方についてご審議をいただくものです。

○下水道事業の概要

【汚水を処理する事業】

- ①公共下水道事業 …市街地など
- ②農業集落排水事業 …磯部地区
- ③コミュニティプラント …磯部山信田地区

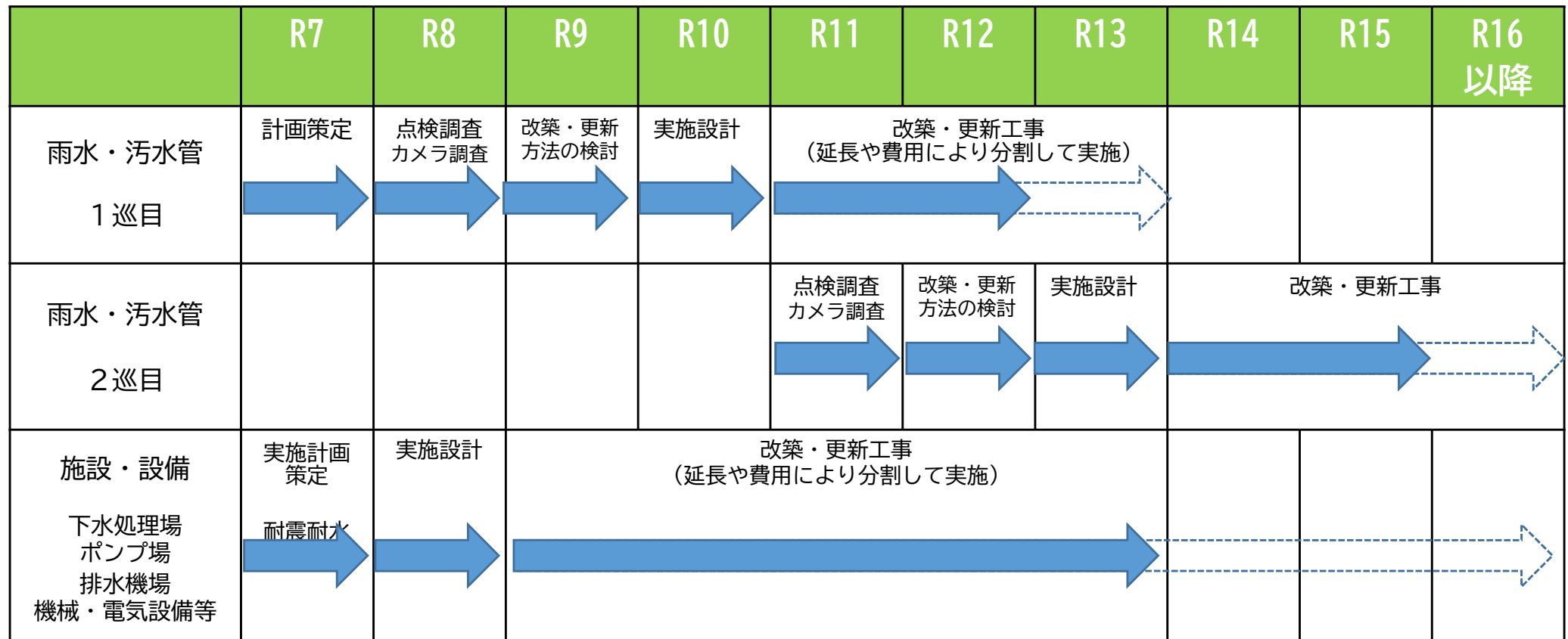
【下水道が使える人、接続している人】

区域内人口	17,474人	…普及率54.6%
接続人口	15,471人	…接続率88.5%

1 前回の振り返り

○施設の老朽化対策

雨水及び汚水の管路や処理場などの施設・設備を長期間使用するため、ストックマネジメント計画（長寿命化計画）を策定し、改築や更新に取り組みます。

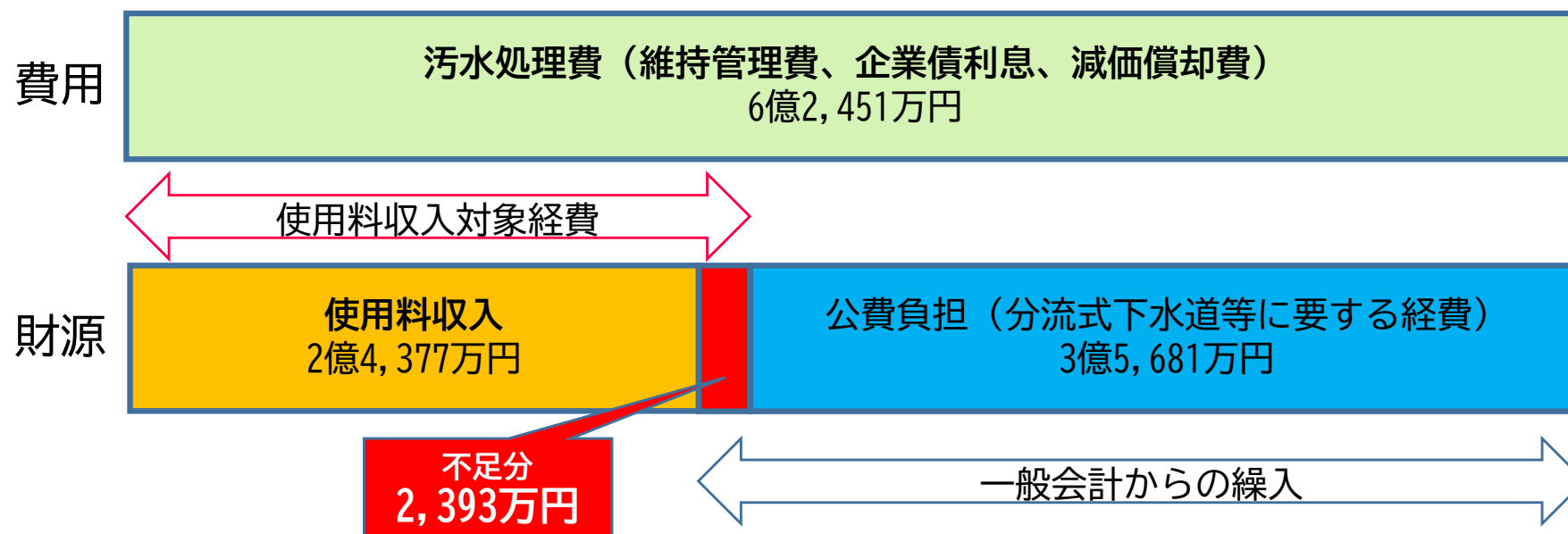


1 前回の振り返り

○「汚水をきれいにする費用は、使用料でまかなう」＝受益者負担の原則

令和5年度 経費回収率 91.06%

収入不足2,393万円を一般会計（市税）からの繰入で補てん



- ・ 下水道を使えない区域の方の税金も含まれており不公平が生じている。
- ・ 福祉や教育、公共サービスに充てられるべき財源を減少させている。

→適切な下水道使用料のあり方について検討が必要

1 前回の振り返り

○経費回収率の改善

事業開始以来使用料収入でまかなえない部分を一般会計（市税）により補てんすることが常態化しており、受益者負担の適正化と下水道を使用していない住民負担の解消が必要。

令和5年度決算の場合、使用料収入の10%増加が必要

現在の下水道料金表

使用水量 (m ³)	0	1～5	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～
使用料 (円・税抜き)	600	130	135	140	145	150	155	

一般家庭平均使用量 20m³/月 → 使用料 2,860円（税込）

$$600\text{円} + (130\text{円} \times 5\text{m}^3) + (135\text{円} \times 10\text{m}^3) = 2,600\text{円}$$

各区分を10%値上げした場合の料金表

使用水量 (m ³)	0	1～5	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～
使用料 (円・税抜き)	660	143	149	154	160	165	171	

一般家庭平均使用量 20m³/月 → 使用料 3,151円（税込）

$$600\text{円} + (143\text{円} \times 5\text{m}^3) + (149\text{円} \times 10\text{m}^3) = 2,865\text{円}$$

2 使用料の考え方

○下水道使用料に関する規定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（料金）

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量および水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 （略）

2 使用料の考え方

○下水道使用料の水準（目安）

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/㎡（家庭用使用料3,119円/20㎡（家庭用使用料3,075円/20㎡・月）（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/㎡（家庭用使用料3,000円/20㎡・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/㎡を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価: 汚水処理経費を年間有収水量で除したもの

使用料単価: 使用料収入を年間有収水量で除したもの

公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知（抄））

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1) 経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。

2 使用料の考え方

○下水道使用料単価

1 m³あたりの使用料収入額を表す単価

求め方：使用料収入 ÷ 有収水量（料金徴収の対象となった水量）

【令和5年度】

$$\text{使用料収入 } 2\text{億}4,377\text{万円} \div \text{有収水量 } 1,771,307\text{m}^3 = 137.62\text{円/m}^3$$

➤国から要請されている基準額 150円/m³

使用料収入の10%増加で達成できる

$$\text{使用料収入 } 2\text{億}4,377\text{万円} \times 110\% = 2\text{億}6,815\text{万円 (+2,438万円)}$$

$$\text{下水道使用料単価} = 2\text{億}6,815\text{万円} \div \text{有収水量 } 1,771,307\text{m}^3 = 151.38\text{円/m}^3$$

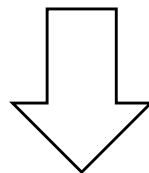
2 使用料の考え方

○下水道使用料算定の基本的考え方

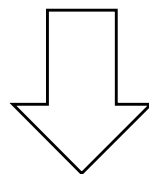
参考：日本下水道協会 使用料算定作業の進め方（作業フロー）

1 使用料対象経費の算定

①使用料算定期間の設定



②使用料対象経費の算定



③収支不足額の確認

2 使用料体系の設定

2 使用料の考え方

1 使用料対象経費の算定

①使用料算定期間の設定

使用料でまかなうべき費用（使用料対象経費）を積算する期間であり、3年～5年程度に設定することが適当とされています。

令和7年3月に策定した「相馬市下水道事業経営戦略」では、当該戦略の見直しを令和11年度に行うとしていることから、これに合わせ、使用料算定期間を令和8年度～11年度までの4年間とします。

相馬市下水道事業経営戦略

（令和7年度～令和16年度）



令和7年3月
建設部下水道課

相馬市下水道事業経営戦略について

下水道事業を将来にわたり安定的に事業を継続するための中長期的な経営計画（指針）です。平成29年度に策定して以降、災害や物価高騰など事業環境の変化に伴い、令和7年度から16年度までを対象期間とする計画を策定しました。（令和7年3月）

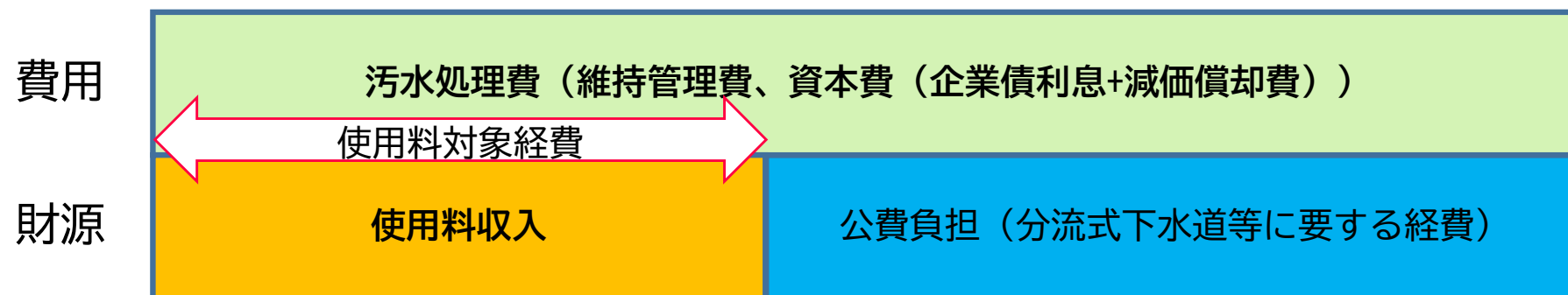
計画の進捗や定量的な検証・評価を5年ごとに実施し、計画の見直し等を行うこととしています。

2 使用料の考え方

②使用料対象経費の算定

維持管理費 既存の施設や管渠を維持管理していくために必要な経費
人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託料など

資本費 企業債利息及び減価償却費



2 使用料の考え方

③収支不足額の確認 使用料対象経費の推移

算定期間

単位：百万円

	R 4 (決算)	R 5 (決算)	R 6 (見込)	R 7 (推計)	R 8 (推計)	R 9 (推計)	R 10 (推計)	R 11 (推計)
①污水处理費 (A+B)	671	624	664	654	654	652	648	643
A 維持管理費	279	236	278	266	269	271	274	276
B 資本費	392	388	385	387	385	381	374	367
②公費負担	392	356	385	387	385	381	374	367
③使用料対象経費 ①-②	279	268	278	266	269	271	274	276
④現行の使用料収入	249	244	242	241	239	237	235	233
経費回収率 (④/③)	89.09%	91.06%	86.73%	90.60%	88.97%	87.36%	85.77%	84.20%

資本費分は公費負担で補えるが、維持管理費を使用料収入でまかなえない
→不足分を一般会計（市税）で補てん

※算定期間における累計赤字繰り入れ（③-④）：約1億4,600万円

2 使用料の考え方

単位：百万円

10%改定の場合	R 8 (推計)	R 9 (推計)	R 1 0 (推計)	R 1 1 (推計)
①汚水処理費 (A+B)	654	652	648	643
A 維持管理費	269	271	274	276
B 資本費	385	381	374	367
②公費負担	385	381	374	367
③使用料対象経費 (①-②)	269	271	274	276
④使用料収入	263	261	258	256
経費回収率 (④/③)	97.89%	96.10%	94.35%	92.62%

使用料単価 152.76円/m³~153.13円/m³

⇒初年度の経費回収率を100%に近づけるための増額案

一般会計（市税）による補てん額が減少

※累計で赤字繰り入れを約9,400万円縮減

○最小限の増額、使用者負担を抑えられる

▲経費回収について100%を満足することが困難

単位：百万円

18%改定の場合	R 8 (推計)	R 9 (推計)	R 1 0 (推計)	R 1 1 (推計)
①汚水処理費 (A+B)	654	652	648	643
A 維持管理費	269	271	274	276
B 資本費	385	381	374	367
②公費負担	372	372	371	367
③使用料対象経費 (①-②)	282	280	277	276
④使用料収入	282	280	277	274
経費回収率 (④/③)	100.00%	100.00%	100.00%	99.35%

使用料単価 161.09円/m³~161.48円/m³

⇒対象期間（～R11）中において、経費回収率を100%に近づけるための増額案

維持管理費を越える使用料収入である間は一般会計（市税）による補てん額がなくなる

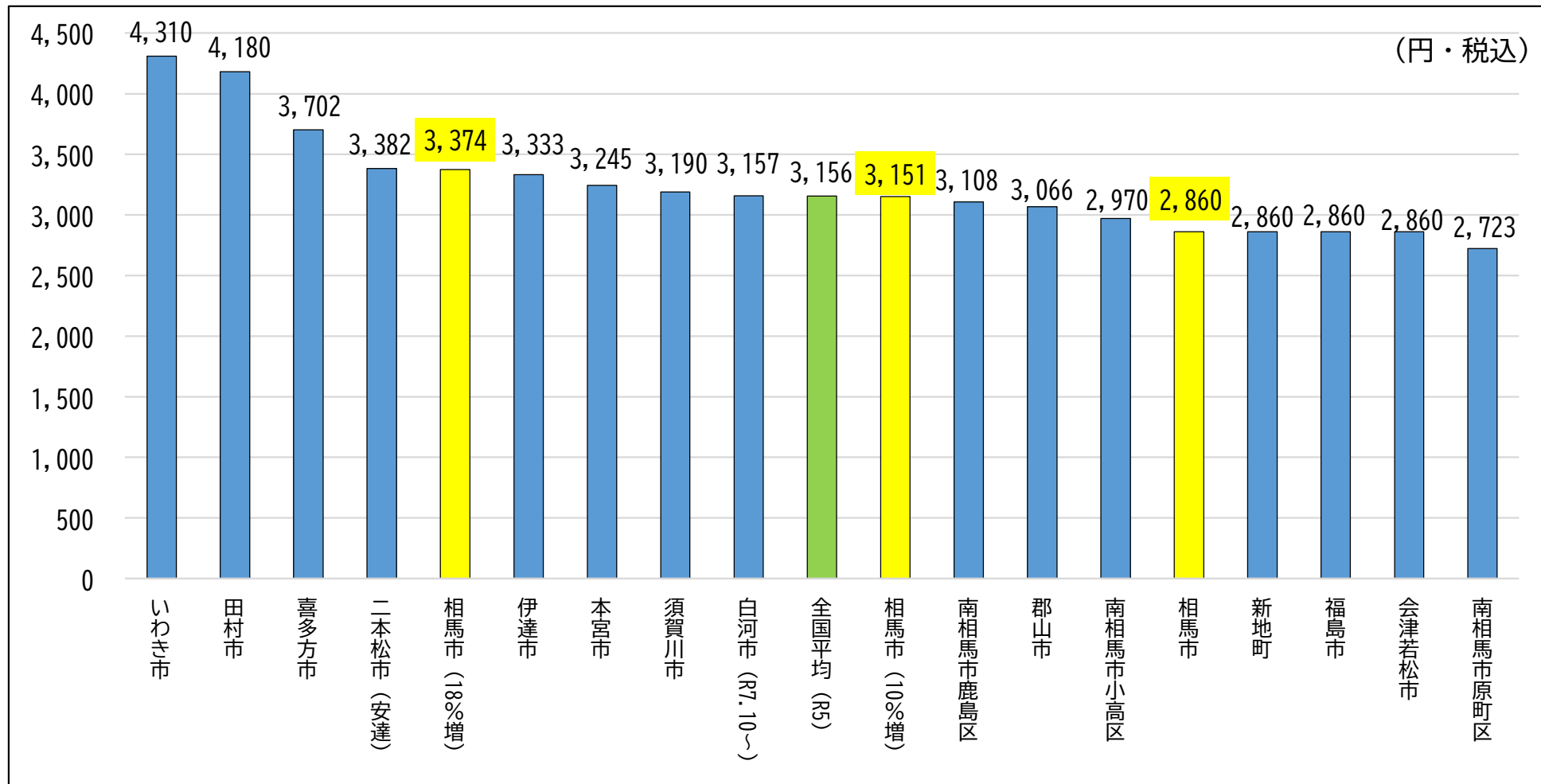
※累計で公費負担を約2,500万円縮減

○経費回収について100%を満足することが可能

▲使用者負担が大きく増加

2 使用料の考え方

○県内市等使用料（20m³/月 令和7年6月時点）



2 使用料の考え方

2 使用料体系の設定

現在の使用料体系

基本使用料と超過使用料で構成

一般污水

使用水量 (m ³)	0～5	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～
使用料 (円・税抜き)	600	130	135	140	145	150	155

基本使用料
5m³までは使わなくても同じ料金

超過使用料
使うほど、1m³あたりの使用料は高くなる

公衆浴場污水 (市内1件)

使用水量 (m ³)	50m ³ まで	51m ³ 以上
使用料 (円・税抜き)	1,200	125

基本使用料

超過使用料

3 使用料改定案

○使用料改定案

①使用料体系について

- ・ 供用開始から基本使用料と超過使用料で構成
- ・ 現在の料金体系で30年が経過
- ・ 区分の変更は使用者の多くを占める一般家庭などの小口使用者ほど負担増が大きいを考慮し、現在の使用料体系維持が妥当と考えます。

一般污水

	使用水量
基本使用料	5 m ³ まで
超過使用料	6 m ³ ～10 m ³
	11 m ³ ～20 m ³
	21 m ³ ～30 m ³
	31 m ³ ～50 m ³
	51 m ³ ～100 m ³
	101 m ³ 以上

公衆浴場污水

	使用水量
基本使用料	50 m ³ まで
超過使用料	51 m ³ 以上

3 使用料改定案

②改定率について

- ・令和5年度決算における収入不足の解消
- ・使用料収入の目安 使用料単価 150円/m³
- ・使用者の大幅な負担増加への配慮
を考慮し、基本使用料及び超過使用料ともに一律10%の改定が妥当と考えます。

今後の使用料のあり方については、少なくとも5年ごとに検討を行うことや、人口減少や物価の高騰といった社会的・経済的情勢を鑑み、適切な時期に検討を行うなど、更なる経営改善に向けた取組を進めます。

(税抜き)

一般污水

	使用水量	現行	改定案	増加額
基本使用料	5 m ³ まで	600円	660円	60円
超過使用料	6 m ³ ～10 m ³	130円	143円	13円
	11 m ³ ～20 m ³	135円	149円	14円
	21 m ³ ～30 m ³	140円	154円	14円
	31 m ³ ～50 m ³	145円	160円	15円
	51 m ³ ～100 m ³	150円	165円	15円
	101 m ³ 以上	155円	171円	16円

公衆浴場 污水

	使用水量	現行	改定案	増加額
基本使用料	50 m ³ まで	1,200円	1,320円	120円
超過使用料	50 m ³ 以上	125円	138円	13円

汚水量別使用料（税抜き）

使用水量 (m³)	現行使用料	改定案	現行差
0	600	660	60
1	600	660	60
2	600	660	60
3	600	660	60
4	600	660	60
5	600	660	60
6	730	803	73
7	860	946	86
8	990	1,089	99
9	1,120	1,232	112
10	1,250	1,375	125
11	1,385	1,524	139
12	1,520	1,673	153
13	1,655	1,822	167
14	1,790	1,971	181
15	1,925	2,120	195
16	2,060	2,269	209
17	2,195	2,418	223
18	2,330	2,567	237
19	2,465	2,716	251
20	2,600	2,865	265
25	3,300	3,635	335
30	4,000	4,405	405
35	4,725	5,205	480
40	5,450	6,005	555
45	6,175	6,805	630
50	6,900	7,605	705
100	14,400	15,855	1,455
200	29,900	32,955	3,055
500	76,400	84,255	7,855
1,000	153,900	169,755	15,855
2,000	308,900	340,755	31,855

汚水量別使用料（税込）

使用水量 (m³)	現行使用料	改定案	現行差
0	660	726	66
1	660	726	66
2	660	726	66
3	660	726	66
4	660	726	66
5	660	726	66
6	803	883	80
7	946	1,040	94
8	1,089	1,197	108
9	1,232	1,355	123
10	1,375	1,512	137
11	1,523	1,675	152
12	1,672	1,840	168
13	1,820	2,004	184
14	1,969	2,168	199
15	2,117	2,332	215
16	2,266	2,495	229
17	2,414	2,659	245
18	2,563	2,823	260
19	2,711	2,987	276
20	2,860	3,151	291
25	3,630	3,998	368
30	4,400	4,845	445
35	5,197	5,725	528
40	5,995	6,605	610
45	6,792	7,485	693
50	7,590	8,365	775
100	15,840	17,440	1,600
200	32,890	36,250	3,360
500	84,040	92,680	8,640
1,000	169,290	186,730	17,440
2,000	339,790	374,830	35,040

3 使用料改定案

③改定時期について

- ・ 令和7年9月定例会市議会 改正案の上程
- ・ 議会承認後 下水道使用者への周知
- ・ 令和8年4月 施行

7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	4月
下水道 審議会	改正案 作成	市議会 定例会	 周知期間						新料金適用